

田野町沿岸漁業設備投資促進事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、田野町沿岸漁業設備投資促進事業の実施に関し、田野町沿岸漁業設備投資促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。また、高知県沿岸漁業設備投資促進事業実施要領（以下、「県要領」）に準ずる。

第2 事業の内容等

1 事業実施主体

漁業協同組合（以下「漁協」という。）

2 対象漁協

この事業の対象となる漁協（以下「対象漁協」という。）は、第3の1に規定する漁業設備投資計画（以下「計画」という。）の認定を受けた漁協とする。

3 対象漁業者

(1) 計画の対象者（以下、「対象漁業者」という。）は、次に掲げる者とする。

ア 次に掲げる要件の何らかを満たし、5に規定する審査会で承認を受けた者（以下「新規漁業就業者」という。）

(ア) 田野町新規漁業就業者支援事業の技術研修生又は研修修了者

(イ) 漁業の雇用労働者から独立して自営等の沿岸漁業者として自立を目指す者

イ 新規漁業就業者以外であって、次に掲げる要件を全て満たす者

(ア) 対象漁協の正組合員であること。ただし、定置網漁業については、准組合員も対象者とする。

(イ) 直近3カ年の所得額の平均が年間1,000万円以下であること。

(2) 推進機関のリースを受ける場合は(1)のほか、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(ア) 直近3カ年の水揚げ金額の平均が年間300万円以上であること。

(イ) 直近3カ年の燃油使用量の平均が年間8KL以上であること。

4 対象漁船

この事業により、設備を設置する漁船は、次に掲げる要件を全て満たす漁船とする。

(1) 対象漁業者が漁船原簿の使用者であって、総トン数10トン未満であること

(2) 造船所等が発行する漁船耐用証明書により船本体または設備のリース期間終了までの使用に耐えることが証明されていること

5 審査会

新規漁業就業者が対象となる事業を行う町は、次に掲げる事項について協議するため、漁協、漁業指導所及び漁業振興課による審査会を設置し、会長は町が務めるものとする。

(1) 計画内容の妥当性

(2) その他

第3 事業の実施方法

1 計画の認定

県要領第3の1の規定と同様とする。

2 事業の推進体制等

事業の適切な推進を図るため、漁業指導所及び漁協は事業の進行管理を相互に補完し、事業目的の達成に努めるものとする。

3 リースの方法等

(1) 漁協は交付要綱第6条に基づく補助金の交付決定を受け購入し、整備したリース物件を、対象漁業者と交わすリース契約書に基づきリースするものとする。

(2) リース期間

ア 中古漁船のリース期間は、5年以上10年以内の範囲で設定し、要領第2の4の(2)で定める漁船耐用証明書の耐用年数を超えない範囲とする。

イ 漁船用設備及び養殖生産設備のリース期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている耐用年数に相当する期間とする

(3) リース料

ア リース料は、設備に係る漁協の財産管理台帳への計上額及び漁協の負担額を基礎に算出するものとする

イ 対象漁業者は漁協に対してリース料をリース契約時に一括払いするものとする。

第4 実施状況に関する報告

1 県要領第4の1の規定と同様とする。

2 町は、計画の取組状況等について証拠書類を徴することができる。

第5 使用困難等の報告

県要領第5の規定と同様とする。

第6 提出書類に係る根拠資料等の提示

漁協及び対象漁業者は、町から交付要綱及び本要領に基づき提出した書類の内容に係る根拠資料等の提示を求められたときは、それに応じなければならない。

附 則

1 この要領は、平成28年12月27日から施行する。

2 この要領は、平成33年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第4、第5の規定は同日以降もその効力を有する。